

令和3年度から令和5年度までの 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました

町では、高齢者の福祉・介護の基本方針となる「稲美町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに見直しています

高齢者福祉計画は、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、生きがいづくりと健康づくり、福祉のまちづくりや保健福祉サービスなど、町が取り組む施策をまとめた計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険制度に関する具体的な施策をまとめた計画で、施設整備や介護保険料などを決めています。

これらの計画は、社会情勢の変化や高齢者人口、要支援・要介護認定者の推移、介護保険サービスの見込み量などを考慮しながら3年ごとに見直しています。稲美町においても、保健・医療・福祉分野の専門家や、公募による委員などで構成される連絡会で審議を行い、計画を作りました。

今回の計画では、これまで進めてきた、高齢者が住み慣れた地域において医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供されることを目指した「地域包括ケアシステムの深化・推進」を引き継ぐとともに、団塊世代が後期高齢に達する「令和7年を目指した地域包括ケアシステムの整備」に取り組みます。

①地域密着型サービスを充実します

特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、第8期計画内において地域密着型介護老人福祉施設の整備を進めます。

②介護予防事業を充実します

いきいき広場・いきいきミニ広場・いきいきサロン・いきいきセミナーなどの介護予防事業を新型コロナウイルス感染症対策を徹底し実施します（ただし、令和3年度のいきいき広場・いきいきサロンの再開時期は未定です）。

65歳以上の人の介護保険料の基準額を月額200円値下げします

65歳以上の人の介護保険料は、今後3年間で必要と見込まれる介護保険サービスに係る費用を基に算出します。また、高齢者の負担能力に配慮した保険料を設定するため、保険料の段階設定を13段階に区分しています（下表参照）。さらに町準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑えた結果、令和3～5年度の保険料基準額は4,800円になりました。

介護保険料の基準額は月額4,800円

段階	対象者	年間保険料(料率)
第1段階	生活保護の受給者	17,280円(0.3)
	老齢福祉年金の受給者	
第2段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	28,800円(0.5)
	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	
第3段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	40,320円(0.7)
	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	
第4段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	48,960円(0.85)
	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	
第5段階(基準)	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	57,600円(1.0)
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	66,240円(1.15)
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	72,000円(1.25)
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	86,400円(1.5)
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	97,920円(1.7)
第10段階	本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	103,680円(1.8)
第11段階	本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	115,200円(2.0)
第12段階	本人の前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	120,960円(2.1)
第13段階	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	126,720円(2.2)

※各段階の年間保険料は、基準月額4,800円/月×12月×料率で算出します。

第2号被保険者(40～64歳の人)の保険料は、加入している医療保険(国民健康保険、健康保険、共済組合)により異なります。詳しくは、加入している医療保険の窓口へお問い合わせください。

乳幼児への任意予防接種を拡充します (三種混合ワクチン)

現在実施しているおたふくかぜ、季節性インフルエンザ(4歳未満)の任意予防接種の助成に加え、年長児への三種混合ワクチンの任意予防接種の助成を追加します。任意予防接種の助成券は、生後2カ月になるまでに定期予防接種券とともに送付しています。

三種混合ワクチン接種の対象者には、助成券を郵送します。

対象の任意予防接種	新三種混合	おたふくかぜ	季節性インフルエンザ
助成の対象年齢	H27.4.2～H28.4.1生	1歳～4歳未満	生後6カ月～4歳未満
助成額	2,000円	2,000円	2,000円
助成回数	1回限り	1回限り	1回限り

○接種できる医療機関 稲美町・加古川市・播磨町内の協力医療機関(協力医療機関以外では助成券は使えません。)

○接種方法 協力医療機関に予約を入れ、接種を受けてください。予診票は、協力医療機関に備え付けのものを使用してください。

○医療機関へ持っていくもの ①稲美町任意予防接種助成券(ピンク色) ②健康保険証 ③母子健康手帳

※平成31年4月1日以前に生まれた4歳未満の乳幼児(旧助成券をお持ちの人)は、おたふくかぜ・季節性インフルエンザのいずれか1つに限り2,000円を1回助成しています。助成券の有効期間内に接種を受けてください。

※還付(償還払い)はできません。接種の際には助成券を忘れずにお持ちください。

問合先 こども課 育児支援係 ☎492-9155

ヒトパピローマウイルス感染症予防に係るワクチン (子宮頸がん予防ワクチン)接種について

平成25年4月1日から定期接種となったヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種は、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みがワクチン接種後に特異的に見られたことから、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。

しかし、定期接種を中止とするものではありませんので、対象年齢の人のうち希望者は全額公費負担(無料)でワクチンを接種することができます。ワクチンの接種を希望される場合は、ワクチンの有効性及び安全性などを十分理解したうえで、こども課育児支援係にご連絡ください。

対象年齢：小学校6年生の年度の初日から高校1年生の年度末までの女子

問合先：こども課 育児支援係 ☎492-9155

★毎月第3土曜日 無料相談会開催中！(事前予約制)

相続・贈与・農地転用 のことなら



創業60年！信頼と豊かな実績で完全サポートします！

検索 中嶋パートナーズ 代表 行政書士 中嶋 修市

☎079-492-3424 国岡3丁目6-12(JA天満 斜め前) 営業日 月・水・金曜日10時～4時